

経 済 産 業 省

20171122貿局第2号
輸出注意事項29第28号

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成29年12月6日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成30年1月22日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後			改 正 前		
(略) 1～3 (略) 別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			(略) 1～3 (略) 別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語		
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈
1～3 の2	(略)	(略)	1～3 の2	(略)	(略)
4	<u>貨物等省令第16条第1項第十二号中の有人航空機を無人航空機として運用するために設計又は改造したもの</u>	<u>転換装置と航空機システムの機能を統合するために特に設計又は改造したもの及び無人航空機として航空機を動作するために特に設計又は改造したものをいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	オートクレーブ	(略)		オートクレーブ	(略)
5・6	(略)	(略)	5・6	(略)	(略)
7	(略)	(略)	7	(略)	(略)

	貨物等省令第19条第5項第三号中の半導体素子		(略)
	貨物等省令第19条第5項第五号中の真空電子デバイス	真空回路における電磁波の伝搬又は無線周波数空洞共振器を使用した電子ビームの相互作用を基礎とした電子デバイスをいう。	
	(略)	(略)	
8	(略)	(略)	
9	(略)	(略)	
	貨物等省令第21条第1項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術(プログラムを除く。)	輸出令別表第1の9の項(7)、(8)、(10)又は(11)の中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術であって貨物等省令第21条第1項に該当するものの機能、特性又は処理方式の実装を評価又は明らかにするために実行された処理手順から得られる情報システムのセ	

	貨物等省令第19条第5項第三号中の半導体素子		(略)
	(新設)	(新設)	
	(略)	(略)	
8	(略)	(略)	
9	(略)	(略)	
	貨物等省令第21条第1項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術(プログラムを除く。)	輸出令別表第1の9の項(7)、(8)、(10)又は(11)の中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術であって貨物等省令第21条第1項に該当するものの機能、特性又は処理方式の実装を評価又は明らかにするために実行された処理手順から得られる情報セキュリティ	

	<p>セキュリティ管理機能に関する技術データ（プログラムを除く。）を含む。</p>				<p>に関する技術データ（プログラムを除く。）を含む。</p>	
(削る)		(削る)		<p>貨物等省令第21条第一項第七号、第八号の二及び第九号の規定中のプログラム</p>		<p>電子計算機を使用するために設計したプログラム以外のプログラムであって、次のイ及びロに該当するものを除く。（該当することが技術の供給者、販売者又は提供者によって書面により確認できるものに限る。）</p> <p>イ 当該プログラムの有する主たる機能が次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(一) 情報システム のセキュリティ管理</p> <p>(二) 情報の送信、受信又は記録及び保存（娯楽施設又</p>

						<p>は装置の有する機能であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く。)</p> <p>(三) 有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用</p> <p>ロ 当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムの主たる機能の支援のためにのみ用いられているもの</p>
貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九		次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く（該当することがプログ		貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九		次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く（該当することがプログ

号又は第十七号の規定中のプログラム（第七号又は第八号の二にあつては第8条第九号又は第21条第1項第九号（第8条第九号に係るものに限る。）に限り、第九号にあつては第8条第九号に係るものに限る。）

ラムの供給者、販売者又は提供者によって書面により確認できるものに限る。）。

イ（略）
ロ 貨物等省令第8条第九号へ（一）に該当する貨物のために設計したプログラムであつて、同号へに該当する部分品の実行形式のもの（ファームウェアをいう。装置の上で動作するプログラムのみで機能完結したものを除く。）のうち、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの
（一） 情報システムのセキュリティ管理機能が当該プログラムの

号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム

ラムの供給者、販売者又は提供者によって書面により確認できるものに限る。）。

イ（略）
ロ 貨物等省令第8条第九号タ（一）に該当する貨物のために設計したプログラムであつて、同号タに該当する部分品の実行形式のもの（ファームウェアをいう。装置の上で動作するプログラムのみで機能完結したものを除く。）のうち、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの
（一） 情報システムのセキュリティ管理が当該プログラムの主た

		主たる機能ではないもの (二) 貨物等省令第8条第九号へ(一)に該当する貨物の有する暗号機能を変更せず、当該貨物に新しい暗号機能を追加しないもの (三) (略)			る機能ではないもの (二) 貨物等省令第8条第九号タ(一)に該当する貨物の有する暗号機能を変更せず、当該貨物に新しい暗号機能を追加しないもの (三) (略)
貨物等省令第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)中の操作、管理又は保守	次のイからハまでのいずれか一つ以上に該当する作業をいい、ニ若しくはホのいずれかに該当する作業又はこれらに関連する鍵管理機能は含まない。 イ～ハ (略) ニ (略) ホ (略)		貨物等省令第21条第1項第九号又は第十号中の操作、管理又は保守	次のいずれか一つ以上に該当する作業をいう。 イ～ハ (略) 注：操作、管理又は保守には、次に掲げるいずれかの作業又はそれらに関連する鍵管理機能は含まない。 一 (略) 二 (略)	
暗号機能有効化の手段	製造者により提供される安全な仕組み(装置若しくはプログラムと一対一で		暗号機能有効化の手段	製造者により提供される安全な仕組み(使用者が暗号機能を有効化する又は	

	<p>対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものに限る。) によって、使用者が暗号機能を有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう (例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。)</p>	
(略)	(略)	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
(略)	(略)	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	

	<p>使用可能にすることができるよう、装置又はソフトウェアと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置又はソフトウェアのために顧客と一対一で対応するものに限る。) によって、使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう (例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。)</p>	
(略)	(略)	
<u>デジタル伝送方式を用いたもの</u>	<u>アナログ信号をデジタル信号に変換して伝送する方式のものを含む。</u>	
<u>総合伝送速度</u>	<p><u>最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット (情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。) 数をいう。なお、電子式交換装置においては一つのインターフェイスの片方向の速度であって、最も速いポート又はラインで測定したものをいう。</u></p>	
(略)	(略)	
<u>コヒーレント伝送方式</u>	<p><u>搬送波レーザーに同期させるために受信側に光局部発振器を使用した方式をいう。</u></p>	

		<u>(削る)</u>			<u>ホモダイン方式、ヘテロダイン方式又はイントラダイン方式を含む。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	周波数ホッピング	(略)		周波数ホッピング	(略)
	<u>モノリシックマイクロ波集積回路増幅器</u>	<u>貨物等省令第21条第3項第一号から第八号まででそれぞれ定める周波数帯域において、2以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低いものを制限値とする。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
10～12	(略)	(略)		10～12	(略)
13	(略)	(略)		13	(略)
	フルオーソリティーデジタルエンジン制御システム	(略)		フルオーソリティーデジタルエンジン制御システム	(略)
	<u>貨物等省令第25条第3項第二号中の熱遮蔽ライナー</u>	<u>機械的な負荷を逃がすように設計された支持構造及び燃焼熱から支持構造を保護するように設計された燃焼面に接する構造を有するものをいう。それらは互いに独立した熱的変位（熱負荷による機械的変位）特性を有しており、</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

		<u>すなわち、それらは熱的に分離されている。</u>
	(略)	(略)
1 4	(略)	(略)
1 5	(略)	(略)
	水中ソナー航法装置	(略)
	<u>貨物等省令第27条第6項第一号イ中の応力破断</u>	<u>応力破断に関する試験は一般的に試験片に対して行われる。</u>
	(略)	(略)
1 6	(略)	(略)

別紙1-2～別紙4 (略)
 参考様式1～4 (略)

	(略)	(略)
1 4	(略)	(略)
1 5	(略)	(略)
	水中ソナー航法装置	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
1 6	(略)	(略)

別紙1-2～別紙4 (略)
 参考様式1～4 (略)